

学校法人酪農学園寄附行為施行細則

(目的)

第1条 この施行細則は、学校法人酪農学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第47条の規定に基づき、この法人及びこの法人の設置する学校の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(学長の選任)

第2条 この法人の設置する大学に学長を置く。

- 2 学長は、別に定める規程に基づき選定し、理事長が、評議員会の意見を聞き、理事会の承認を経て、任命する
- 3 学長の任期は、3年とし、始期は4月1日とする。但し、再任はさまたげない。なお、再任の場合は、2期を限度とする。
- 4 学長が任期途中で欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。但し、2期に含まないものとする。
- 5 学長は、任期満了の後でも、後任の学長が選任されるまでは、なお、その職務を行う。
- 6 学長は、理事会の決定に基づき、大学の学務を統括する。

(学長の解任及び退任)

第3条 学長が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の意見を聞いて、理事現員の4分の3以上の理事が出席した理事会において、理事現員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又は寄附行為に違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に違反したとき。
 - (4) 学長たるにふさわしくない非行があったとき。
- 2 学長は次の事由によって退任する。
- (1) 死亡したとき。
 - (2) 任期が満了したとき。
 - (3) 辞任の申し出を理事長が受理したとき。
 - (4) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(校長の選任)

第4条 この法人の設置する高等学校に校長を置く。

- 2 校長は、別に定める規程に基づき選定し、理事長が、評議員会の意見を聞き、理事会の承認を経て、任命する。

- 3 校長の任期は、3年とし、始期は4月1日とする。但し、再任はさまたげない。なお、再任の場合は、原則3期までとする。
- 4 校長が任期途中で欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 校長は、任期満了の後でも、後任の校長が選任されるまでは、なお、その職務を行う。
- 6 校長は、理事会の決定に基づき、高等学校の校務を統括する。

(校長の解任及び退任)

第5条 校長が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の意見を聞いて、理事現員の4分の3以上の理事が出席した理事会において、理事現員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又は寄附行為に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に違反したとき。
- (4) 校長たるにふさわしくない非行があったとき。

2 校長は次の事由によって退任する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 任期が満了したとき。
- (3) 辞任の申し出を理事長が受理したとき。
- (4) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(2号理事の選任)

第6条 寄附行為第7条第1項第2号に規定する理事は、寄附行為第25条第1項第2号及び同第3号に規定する評議員のうちから、各1人を選任するものとする。但し、職員の身分を有する評議員は除くものとする。

(3号理事の選定)

第7条 寄附行為第7条第1項第3号に規定する理事の候補者の選定については、別に定める。

(理事長及び常務理事に選任された理事の身分)

第8条 寄附行為第8条に規定する理事長及び寄附行為第9条に規定する常務理事に選任された理事が現任職員の場合は、職員の身分を喪失するものとする。

- 2 前項のうち、常務理事に選任された理事がその職を退いたとき(解任を除く。)の年度末年齢が、学校法人酪農学園就業規則に規定する喪失前の職員の身分にかかる定年年齢を超えていないときは、喪失前の職員の身分に復帰するものとする。

(役員および評議員の任期の始期)

第9条 役員(学長及び校長を除く。)及び評議員の任期の始期は、7月1日とする。

(監事の選任)

第10条 監事は、寄附行為第12条に規定する職務を考慮し、選任するものとする。なお、再任の場合、3期（通算9年）を限度とする。

(評議員の選任)

第11条 寄附行為第25条第1項第1号に規定する評議員は、大学において教育職員のうちから学群ごとに選出された者3人～4人、高校において教育職員のうちから選出された者2人、教育職員以外の職員において当該職員のうちから選出された者2人～3人を選任するものとする。

2 寄附行為第25条第1項第2号に規定する評議員は、大学を卒業した者のうちから2人～4人、短期大学を卒業した者のうちから1人、高等学校を卒業した者のうちから1人を選任するものとする。

3 寄附行為第25条第1項第3号に規定する評議員は、特定の分野に偏らず、広く意見を求められるよう選任するものとする。

(業務決定の委任)

第12条 理事会は、寄附行為第18条の規定に基づき、理事長たる理事に対し、日常の学校法人（設置する学校を含む。）の運営上必要な業務の決定について委任する。

(議事録)

第13条 寄附行為第19条及び同第22条に規定する議事録の記載事項は、以下のとおりとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所（住所を含む。）
- (3) 現 員 数（定数、根拠規定の記載を含む。）
- (4) 出席者名、書面による意思表示者名、欠席者名
- (5) 出席監事名、欠席監事名
- (6) 付議事項
- (7) 議 事
 - ・会議の成立確認
 - ・議事録署名人名
 - ・議事結果（質疑応答内容は省略する。）
 - ・その他、議決事項以外の事項については、当該項目名のみ記載

(議事録署名人)

第14条 寄附行為第19条及び同第22条に規定する議事録署名人は、会議の都度、議長が指名するものとする。

(改廃)

第15条 この施行細則の改廃は、理事会において決定する。

附 則

- 1 この施行細則は、2012（平成24）年5月11日に制定し、同日から施行する。
- 2 この施行細則の制定により、「学校法人酪農学園の学園長、副学園長、学長及び校長の任期等に関する規程（2005（平成17）年4月1日制定施行）」は、2012（平成24）年5月11日付けで廃止する。
- 3 寄附行為第14条第1項及び同第27条第1項並びにこの施行細則第2条の規定にかかわらず、この施行細則の施行の日以後における最初の任期満了に伴う次期の理事（学長及び校長を除く。）、監事及び評議員の任期は、2年11ヶ月とする。

附 則

- 1 この施行細則の改正は、2014（平成26）年9月24日から施行する。
- 2 この施行細則施行のとき、現に校長として在任する者については、これまでの任期更新回数を第4条第3項の任期回数に含めるものとする。

附 則

- 1 この施行細則の改正は、2015（平成27）年3月13日から施行する。
- 2 この施行細則施行のとき、現に学長として在任する者の第1期目の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず4年とする。

附 則（2017年1月31日改正規程 2016-8号）

- 1 この施行細則は、2017（平成29）年1月31日に改正し、2017（平成29）年4月1日から施行する。